

令和5年度第1回智頭町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和5年4月10日(月) 午後2時00分

2. 開催場所 智頭町総合センター2階 情報交流室

3. 出席委員(14人)

会長	1番	小林 功			
会長職務代理者	14番	小宮山 晃次			
委員	2番	草刈 章博	3番	池本 英夫	
	4番	竹下 るみ子	5番	葉狩 健一	
	6番	春摘 要	7番	長石 憲太郎	
	8番	國岡 美保子	9番	寺坂 富雄	
憲	10番	植木 克茂	11番	前川 義	
	12番	細山 周一	13番	國岡 智志	

4. 欠席委員(なし)

5. 農業委員会等に関する法律第29条による出席者(4人)

農地利用最適化推進委員

	15番	谷口 真一	16番	寺坂 静雄
次	17番	西沖 和己	18番	平尾 晴

6. 議事日程

- 第1 議事録署名委員の決定
- 第2 報告第1号 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について
- 第3 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請について
- 議案第2号 非農地等現況証明願の決定について
- 議案第3号 地籍調査に伴う農地の地目認定について
- 議案第4号 農業振興地域整備計画変更の意見決定について
- 議案題5号 農用地利用集積計画書(案)の意見決定について
- 議案第6号 令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について

7. 農業委員会事務局職員

事務局長 山本 進 書記 井上 亮

8. 会議の概要

開 会	(開 会 午後2時00分)
事務局長	ただ今から、令和5年度第1回智頭町農業委員会総会を開会いたします。 本日は、14名の委員に対し全員の出席ですので、総会は成立しております。 開会にあたりまして、小林会長にご挨拶をお願いします。
会 長	(開会挨拶)
事務局長	ありがとうございました。 それでは引き続き、智頭町農業委員会会議規則第4条の規定により、小林会長に議事進行をお願いします。
議長(会長)	それでは、本日の議事に入ります。 日程第1「議事録署名委員の決定について」を議題とします。 智頭町農業委員会会議規則第13条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。 (「異議なし」の声あり)
議長(会長)	異議なしということですので、それでは、6番 春摘要委員、7番 長石憲太郎委員をお願いいたします。 次に、日程第2 報告第1号「公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書について」を議題とします。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告書を、下記のとおり受理したので報告するものです。 それでは、事務局に報告させます。
事務局書記	議案書の1ページをご覧ください。 公共事業の施行に伴う附帯施設の設置に係る一時転用報告です。 (議案書に基づいて届出書の内容を説明) 以上、1件提出がありました。 また、地区担当委員の方には詳細資料をお配りしております。 以上です。
議長(会長)	報告案件は以上です。 次に、日程第3 議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。 農地法第3条の規定により、下記の農地の申請があったので審議を求めるものです。

事務局書記	<p>それでは番号1について、事務局の説明を求めます。</p> <p>それでは、議案書の2ページをご覧ください。番号1番です。 農地が7筆ありまして、所在が大字奥本字下モ田1119番、地目は田、面積1,112㎡。二筆目が同じく字土居1124番、地目は田、面積1,463㎡。三筆目が同じく字半田486番1番、地目は畑、面積23㎡。四筆目が同じく字半田487番1番、地目が畑、面積459㎡。五筆目が同じく字下モ土居519番、地目が田、面積491㎡。六筆目が同じく字下モ土居1183番、地目が田、面積891㎡。七筆目が同じく字荘ナ1167番、地目が田、面積842㎡。7筆の合計が5,281㎡です。</p> <p>権利種別は3条の無償移転、譲渡です。 譲渡人は大字奥本493番地1の●●●●さん。譲受人は同居する息子さんの●●●●さんです。 申請事由としましては、●●●●さんから●●●●さんへの経営移譲となっております。</p> <p>農地法第3条の第2項第1号の全部効率要件、第3条第2項第4号の農作業従事要件等は全てクリアしておられますので、その部分につきましては事務局で確認いたしました。</p> <p>場所ですが、申請位置図の1ページをご覧ください。奥本地内にこのように点在する7筆です。 2ページから4ページにその公図。 5ページ、6ページがそれぞれの現況写真となっております。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、4番 竹下るみ子委員が現地の事前調査をしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をいたします。</p>
4 番	<p>調査の結果を報告します。 4月5日に申請者の●●●●さんに会い、確認いたしました。 今回の申請は同一世帯間による所有権移転のため、これまでと同様に周辺の農地、農業上の利用に影響を及ぼすことはないと思っています。 申請とおりに問題ないことを確認しました。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第1号番号1について、原案に賛成の方は</p>

	<p>挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第1号番号1は原案のとおり決定いたしました。次に、日程第3 議案第2号「非農地等現況証明願の決定について」を議題とします。</p> <p>非農地等現況証明願を次のとおり受理したので決議を求めるものです。それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の3ページをご覧ください。</p> <p>番号1です。農地の所在が大字智頭字中三味635番3、地目は田、面積33㎡です。所有者は大字智頭574番地3の●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としましては「墓地として50年以上使用し、現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の7ページをご覧ください。</p> <p>京橋バス停近く、オグラ写真館から次の建物までの間にある歩道沿いの農地となります。</p> <p>8ページに公図、9ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、10番 植木克茂委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
10番	<p>それでは報告いたします。</p> <p>4月6日に現地を確認しました。申請位置図の9ページ、現況写真のとおり墓地でありまして、非農地として報告いたします。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
事務局書記	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号1は原案のとおり決定いたしました。</p>

事務局書記	<p>次に、番号2について事務局の説明を求めます。</p> <p>同じく3ページ、番号2です。 農地の所在が大字山根字フチ屋200番、地目が田、面積231㎡です。 所有者は大字山根205番地の●●●●さんです。 非農地の事由としましては、「20年以上前に居宅と車庫を建築し、現在に至る」となっております。 場所につきましては、申請位置図の10ページをご覧ください。国道53号と智頭急行の高架が交差する手前から山側に入ったところになります。 11ページにその公図、12ページに現況の写真を付けております。非常に見にくいですが、ここに家屋と車庫があります。 以上です。</p>
議長(会長) 2番	<p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> <p>調査結果を報告します。 4月9日現地を確認しましたところ、申請どおりであることを確認しましたことを報告します。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第2号番号2について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号2は原案のとおり決定いたしました。 次に、番号3について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>同じく議案書の3ページ、番号3についてです。 農地の所在が大字芦津字迎山下モ194番1、地目は畑、面積148㎡。もう一筆ありまして、所在が大字芦津字迎山上ミ202番、地目は畑、面積100㎡。2筆計248㎡です。 所有者は鳥取市河原町鮎ヶ丘1007番地の●●●●さんです。 非農地の事由としましては、「20年ぐらい耕作しておらず、現在に至る」</p>

	<p>となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の13ページをご覧ください。芦津集会所と川を挟んだ山側にある二筆となります。</p> <p>14、15ページに公図、16ページに現況の写真を付けております。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、14番 小宮山晃次委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
14番	<p>調査結果を報告します。</p> <p>4月1日に現地を確認してまいりました。16ページの写真のように原野の状態です。これまでの利用状況調査でも耕作不能と判定している農地ですので、申請のとおりで間違いのないことを確認しました。</p> <p>以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第2号番号3について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号3は原案のとおり決定いたしました。次に、番号4と番号5は一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の4ページをご覧ください、先ず番号4です。</p> <p>農地の所在が大字三田字湯谷家ノ元830番1、地目は田、面積221㎡。</p> <p>所有者は大字三田829番地の●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としましては、「昭和の代に蔵を建築。その後その周辺に物置を蔵置して現在に至る」となっております。</p> <p>次に、番号5です。</p> <p>農地の所在が大字三田字湯谷家ノ元831番、地目は畑、面積82㎡です。</p> <p>所有者は番号4と同じ●●●●さんです。</p> <p>非農地の事由としましては、「昭和50年頃に車庫を建築し現在に至る」となっております。</p> <p>場所につきましては、申請位置図の17ページをご覧ください。申請者の居宅を挟んだ二筆となります。18ページに二筆の公図。19、20ページに</p>

	<p>それぞれの現況の写真を付けております。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、2番 草刈章博委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
2 番	<p>調査結果を報告します。 4月9日に現地を確認しましたところ、申請の内容のとおりであることを確認しましたので報告します。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第2号番号4について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号4は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第2号番号5について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号5は原案のとおり決定いたしました。 次に、番号6に、番号7ついて一括して事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>同じく議案書の4ページをご覧ください。先ず番号6についてです。 農地の所在が大字奥本字半田490番1、地目は畑、面積50㎡です。 所有者は大字奥本493番地1の●●●●さんです。 非農地の事由としましては、「平成5年に農機具倉庫を建築し、現在に至る」となっております。 場所につきましては、申請位置図の21ページをご覧ください。 22ページに公図、23ページに現況の写真を付けております。 続いて議案書の5ページ、番号7です。 農地の所在が大字奥本字荘ナ583番1、地目は畑、面積43㎡です。 所有者は番号6と同じ●●●●さんです。</p>

	<p>非農地の事由としましては、「山林と農道に挟まれ、日当たりも悪く農地として適さなかったために木が生え、現在に至る」となっております。 場所につきましては、申請位置図の21ページをご覧ください。 24ページに公図、25ページに現況の写真を付けております。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>ただいまの説明に関連して、4番 竹下るみ子委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
4 番	<p>調査の結果を報告します。 4月5日に申請者本人と現地確認を行いました。非農地の申請基準に基づき確認いたしましたところ、二カ所とも、今後も農地として復旧させる見込みがないということで、申請のとおり問題はありません。 報告終わります。</p>
議長(会長)	<p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>よろしいですか。 それでは採決いたします。議案第2号番号6について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号6は原案のとおり決定いたしました。 次に、議案第2号 番号7について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第2号番号7は原案のとおり決定いたしました。 次に、日程第3 議案第3号「地籍調査に伴う農地の地目認定について」を議題とします。 地籍調査事業に伴う地目変更の認定を求めるものです。 それでは、番号1について事務局に説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>議案書の6ページをご覧ください。 これにつきましては、智頭町地籍調査課の方から依頼のあったものです。 番号1です。大字中原の3筆です。詳細は7ページに載せております。</p>

議長(会長)	<p>以上です。</p>
議長(会長) 5 番	<p>ただいまの説明に関連して、5番 葉狩健一委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p> <p>令和4年の地籍調査に伴う変更でありまして、ここは横瀬の谷ですね。全て農地以外、山林であることに間違いありません。 以上です。</p>
議長(会長)	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p style="text-align: center;">(質問、意見なし)</p>
議長(会長)	<p>ないようですので、それでは採決いたします。 議案第3号番号1について、全て「農地以外の土地」と意見を付することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p style="text-align: center;">(全員挙手)</p>
議長(会長)	<p>全員賛成ですので、議案第3号番号1は全て「農地以外の土地」と意見を付することに決定しました。 次に、日程第3 議案第4号「農業振興域整備計画変更の意見決定について」を議題とします。 智頭町長より農業振興地域整備計画変更の提出があったので、意見決定を求めるものです。 それでは、番号1について事務局の説明を求めます。</p>
事務局書記	<p>智頭町長から農業振興地域の整備に関する法律の規定による農業振興整備計画の変更について、3月20日付で意見照会がありました。同法施行規則の規定により本委員会の意見を求めるもので、農業振興地域からの除外の案件になります。 議案書の8ページをご覧ください。番号1です。 申請者は鳥取市西町三丁目512番地の●●●●さん。建築物等設置者は智頭1825番地1の●●●●さんです。 農地の所在は大字早瀬字横竹722番、地目は田、面積は664㎡の内330㎡です。 事由としては一般住宅の建設のためとなっております。 場所ですけれども、申請位置図の26ページに位置図を付けております。国道53号の那岐駐在所の交差点を左に折れて直ぐの農地になります。</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>27ページに公図を付けております。青で囲った部分の内、赤く囲った黄色い部分が申請部分となります。</p> <p>28ページは土地選定理由書、29から31ページには土地利用計画図、32ページに現況の写真をつけております。</p> <p>以上です。</p> <p>ただいまの説明に関連して、7番 長石憲太郎委員に現地の事前調査をお願いしておりますので、調査の結果ならびに補足説明をお願いします。</p>
<p>7 番</p>	<p>報告します。</p> <p>場所は53号線の早瀬地区の駐在所の斜め後ろで、現在も管理はされていますが、一昨年ぐらいから稲作されていないところです。その場所に住宅を建設するというので、農用地除外申請が出されました。</p> <p>現在の土地所有者は鳥取市在住の●●●●さんで、住宅を建てられるのは智頭町在住の●●●●さんです。</p> <p>664㎡の内330㎡が農用地除外の対象となります。</p> <p>尚、664㎡全て有償での譲渡です。</p> <p>4月1日に双方に、4月3日に行政書士の谷口さんに電話して間違いないことを確認しました。</p> <p>譲渡の経緯として、●●●●さんが現在家族四人で賃貸に住まっていますが、元は早瀬に実家があり、実家近くに家を建てたいとの思いが以前よりあり、農地以外の場所を探していましたが、適当な場所がなく、●●●●さんに話して今回の譲渡が行われるようになりました。早ければ8月頃に着工の予定です。</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>これより、質疑に入ります。ただいまの事務局説明、地区担当委員からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>(質問、意見なし)</p> <p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第4号番号1について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>(挙手あり)</p> <p>賛成多数ですので、議案第4号番号1は原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、日程第3議案第5号「農用地利用集積計画書(案)の意見決定について」を議題とします。</p>

<p>議長(会長)</p>	<p>智頭町長より農用地利用集積計画書(案)の提出があったので、意見決定を求めるものです。</p> <p>議案第5号につきましては、番号4から番号9までが9番 寺坂富雄委員が、番号13から番号17までが13番 國岡智志委員が権利設定を受ける者となっている事案ですので、農業委員会法第24条の規定に基づき、議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで退席を願います。</p> <p>(寺坂富雄委員、國岡智志委員退席 午後2時32分)</p>
<p>事務局書記</p>	<p>それでは、事務局に説明を求めます。</p> <p>議案書の9ページをご覧ください。</p> <p>3月20日付けで智頭町長から意見決定を求められたものであります。利用権設定面積ですが、全て田で合計21,478㎡です。</p> <p>利用権を設定する者が7名、受ける者が5名となっております。</p> <p>期間につきましては、3年から5年未満のものが3,420㎡、5年から10年未満のものが13,473㎡、10年以上のものが4,585㎡となっております。</p> <p>それでは10、11ページで詳細について説明いたします。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画書の内容を説明)</p> <p>以上です。</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>説明が終わりました。</p> <p>それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p> <p>(質問、意見なし)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>よろしいですか。</p> <p>それでは採決いたします。議案第5号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>全員多数ですので、議案第5号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>寺坂富雄委員、國岡智志委員の復席を認めます。</p> <p>(寺坂富雄委員、國岡智志委員復席 午後2時34分)</p>
<p>議長(会長)</p>	<p>次に、日程第3議案第6号「令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)の意見決定について」を議題とします。</p> <p>令和5年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)を別冊のとおり作</p>

事務局書記	<p>成したので決議を求めるものです。 それでは、事務局に説明を求めます。</p>
議長(会長)	<p>別添の「令和5年度最適化活動の目標の設定等」をご覧ください。 基本的には昨年と余り変更はありませんが、若干修正を行っております。 例えば2ページの農地の集積率であったり、遊休農地の状況の修正をしております。 また、3ページ目の最適化活動の活動目標の(2)ですが、活動目標の強化月間の設定回数を入れるのを失念しておりました。「3」回と追加させていただきますかと思っております。 以上です。</p>
11番	<p>説明が終わりました。 それでは質疑に入ります。ただいまの事務局からの説明について、発言のある方は挙手願います。</p>
事務局書記	<p>2ページ目、農地の集積の課題ですが、「担い手の耕作する農地が分散し、作業効率が悪い状況である。このため、集団農地を集積するよう協力していく必要がある。」というのは担い手が農地を集めるという意味の集積なのか、土地を、草刈委員がやったような、まとめるという集積なのか、これはどう取れば良いのですか。</p>
5番	<p>担い手の方に集積していく、という意味です。</p>
事務局書記	<p>新規参入相談会、年に3回ということで、これは農業委員自らやるのか、役場から案内が来てするものなのか。</p>
議長(会長)	<p>令和4年度もこの目標を掲げておったのですが、実際出来ておりませんでした。</p>
事務局長	<p>目標を掲げて5年度はやろうということをご理解頂きたい。</p>
議長(会長)	<p>相談させて頂きながら、声かけさせてもらいながら、ということでお願いします。</p>
	<p>その他ありませんか。</p>
議長(会長)	<p>(質問、意見なし)</p>
	<p>ないようですので、それでは採決いたします。 議案第6号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願い</p>

<p>議長(会長)</p> <p>閉 会</p>	<p>いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>全員賛成ですので、議案第6号は原案のとおり決定することにいたしました。</p> <p>それでは以上をもちまして、本日の議題は全て終了しました。智頭町農業委員会第1回総会を閉会いたします。</p> <p>(閉 会 午後2時41分)</p>
--------------------------	--

農業委員会会議規則第13条第2項の規定により署名捺印する。

令和5年4月10日

智頭町農業委員会議長 小 林 功

智頭町農業委員会委員 春 摘 要

智頭町農業委員会委員 長 石 憲太郎